

学ぼう・みがこう 消費者力

消費者力検定講座第1講報告

公開講座

消費者被害の増える中、昨年まで生協毎に行っていた消費者力講座をより多くの方たちと学んでいくために、東京都生協連消費者行政連絡会で行うこととしました。連続講座を通して消費生活の正しい知識を学び自立した消費者をめざします。

開催日：2012年9月12日（水）10:00～12:30

会場：東京都生協連会館

参加人数：連続講座35名、公開講座のみ7名、

講師・事務局7名 計49名

主催：東京都生協連消費者行政連絡会

協賛：東京都消費者月間協賛事業



司会 小浦道子さん
コープとうきょう理事

- ▽
スケジュール
△
- 10:00 開会
 - 10:05 講演「消費者被害の実情と防止ーそして消費者のパワーアップ」
講師 池本 誠司氏（弁護士）
特定非営利活動法人・適格消費者団体
「埼玉消費者被害をなくす会」理事長
（当初予定の阿南久氏が消費者庁長官就任のため、講師変更）
 - 11:10 eラーニングお披露目
 - 11:20 休憩
 - 11:25 検定講座 「悪質商法」
講師 豊島まき子氏 日本消費者協会・消費生活コンサルタント
 - 12:30 閉会



池本誠司氏

<消費者被害の実情と防止ーそして消費者のパワーアップ>

消費者被害の実情

消費者力がアップすることとはどういうことか。社会に蔓延する消費者被害の事実を知ること、その事実に向どう対処したらよいかを考えていく。自分が被害にあわないことと、それだけでなく周りの人や地域の中で情報発信して、地域社会全体で被害にあわないようにしていくこと。消費者力は一人ひとりのアップ、国、消費者庁、地方消費者行政の強化、そして消費者団体も一緒になって取組んでいかねばならない。

さまざまな事例があるが、それらに一度きちんと向き合って学んでほしい。そして知ったことは地域に発信することを考えてほしい。さらに何かあったら問い合わせる。確かな情報源にアクセスすること、その知識を周囲に広めていくことが大切。

消費生活センターに寄せられる苦情相談の推移をみると被害は高止まりの傾向がある。データに表れている被害は氷山の一角。実態はもっと多くの被害がある。

被害防止の具体策

高齢者の被害防止の取組として、自身の自衛力を高める啓発をするには「訪問販売お断りステッカー」の配布等拒否したら再度勧誘できないことを伝える。また、

事後救済として、クーリングオフの活用を勧める等がある。地域の消費生活センターの整備と、「高齢者見守りネットワーク」の中に消費者問題も位置づけること。そして地域の見守り関係者の育成と連携で、助言だけでなく相談することの意義を伝える力の育成をはかりたい。

若年者、一般消費者の取組としては消費者力の向上へ向けて①個人の自衛力の向上 ②社会的価値を配慮した選択行動をとる ③②ができる主体的な消費者が安心・安全な社会の実現のため、多くの一般消費者と連携して行動する、行動力と発信力が必要である。

地域の消費者団体とともに消費者団体の活性化を

近年地方消費者行政活性化基金等財政支援が強化されてきたがいつまでも国任せではなく、地元の自治体が予算を注ぐようになってほしい。将来像としては地元住民が声を上げて予算につながる形が望ましい。

今年8月には消費者教育推進法が制定された。行政に全てを任せる時代から、地域の消費者市民が自覚的に行動する方向を探っていく時代にしたい。行政と消費者市民が連携して社会生活を安心・安全なものにしていくために消費者教育を推進していくことが必要である。消費者市民が一歩先二歩先をめざして取組むことが消費者力をみがくことにつながっていく。

♪ eラーニングお披露目 ♪

eラーニングとは？

「クイズで学ぶ消費者力」として、インターネットを使用してウェブ上にある問題にチャレンジすること。東京都との協同事業として行い、消費者問題に関するクイズを通して消費者力アップと消費者被害防止の啓発を目指します。

9月12日（クイズの日）から試用版をネット上にアップしています。問題は、＜契約、悪質商法、食生活、衣生活、住生活、サービス、環境、生活経済＞の8ジャンル。5問で1クール。チャレンジするたびに問題が変わります。気軽にチャレンジして楽しみながら消費者力を学びましょう。



<http://manabu-syohisya.com>

このアドレスから検索！
東京都生協連のホームページからも入れます。

検定講座第1講 ◇悪質商法◇

内容

豊島まき子氏

- ① 悪質商法とは
- ② 試験対策事例
- ③ 知っておきたい悪質商法の手口
- ④ ゲーム「チェック・ザ・悪質商法」
- ⑤ まとめ



① 悪質商法とは人の弱みにつけこんでくるもの。情報の格差からくる不安を煽ってくる。時代によって内容は変遷するが、バージョンを変えて続いている。制度の改正時や天災に乗じて増えてくる。被害金額の多さと精神的ショックにより生活の質が下がってしまうことがこの被害の大きな問題点である。

② 試験対策としては事例への対策が問われることが多いのでその点をしっかりと学ぶこと。

基本として、契約とは、とクーリングオフについて、消費者契約に関わる主な法律や条例の説明。

② 悪質商法の手口

- アポイントメントセール
- キャッチセールス
- SF（催眠）商法



- 点検商法
 - ネガティブオプション
 - 電話勧誘販売
 - サイドビジネス商法
 - 利殖商法
 - マルチ商法（連鎖販売取引）
 - 結婚相手紹介サービス
 - 架空・不当請求
 - 有料メール交換サイト（サクラサイト）
 - 訪問買取
 - ペニーオークション
- ④ クイズゲームは、グループワークでカードに書かれた事例がどの手口にあてはまるかをあてる。
- ⑤ 悪質商法から身を守るポイント
- ア 「あなただけ」「今ならお得」は落とし穴
 - イ 急いで契約、ちょっと待て
 - ウ うまい話、タダほど高いものはない
 - エ 笑顔ダメ、きっぱり断る「いりません」
 - オ 「おかしいな」困った時はだれかに相談
- 情報をうのみにせず自分で調べてみるのが大切。
《知る》ことで 知識→意識→行動 につながっていく。



＜池本先生のお話を聞いての感想（アンケートより抜粋）＞

- ・ 個人の自衛力の向上や知識を得ることだけでなく、問題が発生した時に行動を起こす力をつけることが必要であることがよくわかりました。知人などに助言するだけでなく、相談することの意義を伝えることが大切ということがわかり、よかったです。
- ・ これまでなんど聞いても難しい、自分は何をすればいいかわかっていなかったが先生のお話を聞いてようやく見えてきました。
- ・ 大変わかりやすく、理解がすすんだ気がします。日頃の活動の意義、確認できました。
- ・ 学ぶだけでなく、地域でどう活かしていけるか考えていく必要を感じました。